

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220060	コンテナ型データセンターの建築基準法に関する規制の緩和	建築基準法第2条第1項 建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等内に存する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省路を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		特設地域内に立地するコンテナ型データセンターに関しては、建築物としての扱いを除外する。	データセンターは、需要に応じて、短期間での新増設が容易で、設置コストを減少できるコンテナ型が海外を中心に設置されている。 データセンター立地において、激化する国際競争を勝ち抜き、我が国への立地を勝ち取るためには、設置、運転までの手続き期間をいかに短縮できるかが、大きく影響する。 しかしながら、現行建築基準法では、当該施設は建築物として扱われ、建築申請手続きに相当な期間を要するものと考えられる。 一方、IT企業が設置するコンテナ型データセンターについては、コンテナ内にメンテナンス用の空間が設けられているものの、実際に作業員が立ち入ることはほとんどなく、かつ、高度なセキュリティが要求されることから、一般人が立ち入る可能性は皆無である。 よって、建設者連連に基づく建築物としての扱いを除外し、短期間で設置、運転が可能にすることにより、コンテナ型データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。					データセンター集積プロジェクト	1 0 2 1 0 2 0	青森県	青森県	国土交通省	
1220070	コンテナ型データセンター(サーバ機器などを収容した輸送用コンテナ)の建築基準法の建築物からの除外	建築基準法第2条第1項 建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等内に存する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省路を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		コンテナを利用した建築物は平成16年2月6日付指指第2174号の技術的助言で随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法第2条第1号に該当する建築物に該当するとされているが、コンテナ型データセンターについてはこれを除外する。	コンテナ型データセンターは、日本国内において建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するとされ、設置に当たり建築確認や消防設備の設置が必要であることから、増設・移転がフレキシブルに行えるという利点を活かすことが出来る。コンテナ型データセンターが主流となっている海外大手IT企業の大規模データセンターの国内立地に当たっての大きな阻害要因となっているため、コンテナ型データセンターを、建築物から除外する必要がある。 【提案理由】 データセンターは、冷房電力などを大量に消費することから、地球温暖化防止の面からもその消費電力の削減が課題となっており、積雪寒冷という特性を有する本道は、冷房電力の大幅な削減が可能であり環境配慮型データセンターの立地適地であるため、道では積極的な推進を図っている。 また、本年5月に政府のIT戦略本部が公表した「新たな情報通信技術戦略」では、クラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、「特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2019年度に検討する」とするなど、データセンターの国内立地の推進を重点施策として集中的に実施することとしている。 本特例措置によりコンテナ型データセンターの立地が容易となれば、海外大手IT企業の大規模データセンターの本道への立地可能性が大きくなり、道内経済の活性化に大きく寄与することが期待できる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。						1 0 2 4 0 1 0	北海道	北海道	国土交通省	
1220080	自然災害等による被災箇所への応急復旧等に係る賠償責任に関する見限り期間の例外化	建築基準法第19条及び第20条 建築基準法施行令第6条	建築法においては、適正な賠償責任の認定により注文者や下請企業の保護を図るため、建築業者に対し見限りを行うよう努める義務を課すとともに、注文書には、契約内容となるべき重要な事項を建築業者が提示し、適正な見限り期間を定める義務を課すこととする。建築業者に見落とし等の問題が生じないよう検討する機会を与えている。 また、建築法は契約の締結に際し、当事者間の権利義務関係を明確にし、紛争の防止と公平平等な契約締結に資するため、賠償責任の範囲を定める契約の内容となるべき重要な事項を書面に記載し、これを相互に交付することを定めている。		建築法施行令第6条における建設工事の見限り期間に関する規定及び予算決算及び会計令第4条の入れの公布期間の規定から、自然災害等による被災箇所の応急復旧に係る建設工事契約を例外とする。 また、これに付いて自然災害等による被災箇所の応急復旧に係る建設工事契約については、当初契約時点での賠償責任を契約書に記載せず、精算払いを認める。	災害復旧等の緊急対応に係る建設工事の契約締結期間を短縮することで、発災後の応急復旧、大規模な復旧作業の着手を迅速化して、住民生活の早期復興と防災力の向上を図る目的とする。 【提案理由】 近年、地球温暖化による気候変動の影響によって見られる局地的短時間豪雨の発生件数が増加傾向にあり、水害に加え、土砂災害発生リスクが高まっている。 加えて、東海地震や南海トラフ地震など、30年以内の大規模地震の発生確率が80%を超えと評価されていることから、防災対策に加え、災害に即応できる復旧体制を確立することが急務となっている。 また、これに付いて自然災害等による被災箇所の応急復旧に係る建設工事契約については、当初契約時点での賠償責任を契約書に記載せず、精算払いを認める。 【参考】 予算第474条「～ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。」 建築法施行令第6条「～5日以内に限り短縮することができる。」	C	-	注文者に対する適正な見限り期間を設ける義務については、現在も、やむを得ない事情があるとは一定の短縮を認めているところである。ここで、災害時であっても、見限り期間の短縮を認めると、注文者に対して適正な見限りを行う機会を与えず、見積りし等の問題を生じさせることになる。これにより、発注者との関係において不利な立場にある発注者の保護に欠けるほか、建設工事の適正な施工にも支障をきたすこととなり、適当ではない。 また、賠償責任は工事内容及び工期とともに賠償契約の最も重要な内容となるものであり、後日の紛争を防ぐためには、たとえ後日の精算を前提とした金額であるとしても、当事者間の合意内容を基盤としておくべきである。したがって、契約締結に際し賠償責任の範囲を広く定め、発注者側の決定に代金の決定及び支払を行うこととする場合、紛争の原因ともなりかねず適当でない。 なお、いわゆる防災協定として、建設業者が地方公共団体との間で、災害時において地方公共団体の要請により応急復旧作業を実施すること、当該応急復旧作業の費用負担に関する合意内容(地方公共団体が負担する等)等を事前に包括的に定め、事後復旧(具体的賠償責任を結ぶこととして)している場合があるが、建築法上このような運用を容認するものではなく、緊急時には賠償責任については賠償金に限りて実質的な当事者間の合意があれば、契約書上の交付行為となることが許されている。	事前に、防災協定として、費用負担等を含め包括的に定めるなどの運用を建築法が否定していないことは知れた。 当県として、防災協定の事前締結による対応を検討するが、緊急輸送路復旧の復旧工事や孤立集落の発生又は発生が予測される場合等では、迅速な工事着手を図るためにも、建築法において、緊急輸送路の賠償責任については、本規定の趣旨に鑑み原則として着工前の交付が必要であるが、災害時等でもやむを得ない場合においては、実質的な当事者間の合意があれば、書面の交付が事後になることも妨げない運用を現行法上行っているところであり、法令改正の必要はない。 業者の選定基準については、地方自治法に基づき地方公共団体の契約事務に係る内容であるため、国土交通省として回答することはできない。					1 0 2 8 0 0 1 0	福島県	福島県	財務省 国土交通省	
1220090	コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消防法の緩和	建築基準法第2条第1項 建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等内に存する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省路を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		コンテナ型データセンターの迅速かつ柔軟な事業展開を促すため、下記事項を要する。 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする	【実施内容】 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする 【提案理由】 通信事業者の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、より大規模かつコスト削減が図れるデータセンターの国内立地が必要である。 しかし、増設・移転が容易なため近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物と見なされるため建築確認申請や消防用施設設置義務が課せられ、迅速な設置を妨げている。 茨城県は電力移転済みであり、安価で安定した電力を供給できると、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活動圏が安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な専用施設が豊富に存在するなど、国内有数のデータセンター立地地である。上述の課題を乗り越え、データセンターの効率的な集積を図る。 【代替措置】 コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること(メンテナンス時を除き人が近づかないこと) -設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。						1 0 2 9 0 0 1 0	茨城県	茨城県	財務省 国土交通省	
1220100	管理受託者のインセンティブとなる国営明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築	都市公園法第2条の3 第18条 都市公園法施行令第20条第2項、第21条 都市公園法施行規則第11条第2項 会計法第2条	国営公園については、公園維持管理業務を自らにより民間事業者等に外部委託をしている。また、国営公園の公開日時及び入園料については、国土交通大臣(公開日時については地方整備局長に委任)が定めることとしている。		①管理受託者の努力により得た入園料収入の一定額を、利用者にとって魅力的なイベント開催等の原資として活用した。 ②企画割引等を管理受託者が自由に行えるよう、入園料の減免手段の弾力的な運用。 ③管理受託者の主体的な判断による公開時間の延長ができるよう、国との変更手続の簡素化。	国営明石海峡公園については、地元事業者である兵庫県園芸・公園協会が管理受託者となっており、これを契機に近接施設である淡路夢舞台公園、県立淡路島公園、ウエストンホテルとの連携をより強化し、さらなる集客を図りたい。 現在、国営公園の入園料収入については国に全額納付しなければならず、入園料減免については無料期間(100%減免)のみで運用となっており、期間延長については国との変更手続が必要である。 そこで、管理受託者のインセンティブとなる国営公園の弾力的な管理運営体制を構築するために、指定管理者制度に準じた制度として、入園料収入について一定額を、施設の魅力をさらに高める事業や、民間ノウハウによる施設では当然に実施されている前売券やクーポン券などの多様な種類の発売、イベント開催等に充当するとともに、入園料の減額も可能とし、公開時間の延長については延長に伴う国との変更手続の簡素化を求める。	①について 国営公園については、公園維持管理業務を入札により民間事業者等へ外部委託しているところである。公園維持管理業務の委託者が当該業務の一環として入園者数増の取組を積極的に行いインセンティブが働くような委託契約内容とするところについて、次回契約更新時(平成25年)に向けて引き続き検討して参りたい。 ②について 国営公園の入園料の額については、広く国民に等しく利用頂く観点から、入園料で管理費を賄うことを前提とせず、全額一律に低廉な額としており、入園料の収受業務を行っている委託者が公園ごとに額を自由に設定することについては、対応が困難。 ③について 利用者の利便性向上のための公開時間の延長については、地元自治体や近接施設の利用者とともに早期開園等を実施してきたところであり、引き続き地方整備局において、関係者の意見を聞いて適切に検討して参りたい。	右提案主体からの意見に対して回答された。					1 0 3 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	国土交通省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220160	コンテナ型データセンター設置にかかる要件の緩和	建築基準法第2条第1項 建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等内に存する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省略を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		コンテナ型のデータセンターは、平成16年12月6日 国住指第2174号「コンテナを利用した建築物の取り扱いについて(技術的助言)」における建築物から除外する。	データセンターの建設コストの削減を図ることにより、国内データセンターの国際競争力強化を図るとともに、そのサービスを安心して利用できる環境を整備することを旨とする。	B-I	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1項の建築物に該当しない設備物として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政行為及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。		B-I	IV			美幌市	北海道	国土交通省	
1220170	都市計画手続きの弾力的運用	都市計画法	区域区分に関する都市計画については、都道府県が定めることとされている。市町村が都市計画を決定する際には、都道府県との同意を要する協議が必要である等広域調整の手続きが必要とされている。		地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりによる多様な影響を及ぼす、大規模開発案件について、特区のエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする。	【実施内容】 特区のエリア内においては、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす大規模開発案件について、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする。 【提案理由】 地理的条件や交通体系などの条件から大規模工場や店舗開発等が大規模な開発案件がある場合に、都市計画法の手続きとして、区域区分の見直しや広域調整等の手続きが必要である。この調整や事務手続きに相当な期間を要するため、適正な時期に適切な開発ができないこと、地方都市の活性化の機会を逃している場合がある。地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりに多様な影響を及ぼす、大規模開発案件について、特区のエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする制度を望む。	C	-	ご提案の具体的な内容については必ずしも明らかではないが、区域区分は、広域的な都市の実態を踏まえる必要があるため、都道府県が決定する必要がある。また、市町村が都市計画を決定する際の広域調整の手続きについては、都道府県知事による協議、同意及びその後の関係市町村への意見の聴取等が規定されているが、これは一市町村が行う都市計画の決定に遡る都市計画が重大な関心を示す場合に備え、広域的な観点から行うものであるため、都道府県が実施する必要があるものである。 なお、現在都市計画に提出されている地域主権改革一括法による都市計画法の改正により、市が定める都市計画に対する都道府県知事への同意を要する協議は、同意を要しない協議へと簡素化されることとなっている。		C	-		見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	見附市	新潟県	国土交通省	
1220180	都市計画法第34条第11号における要件緩和	都市計画法第34条第11号	市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると思われる地域であっておおよそ五十以上の建築物が建てられている地域のうち、都道府県等の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物の用途が都道府県等の条例で定めるものに該当しないものは、都道府県知事等の許可を受けることができる。		多賀町において、都市計画法第34条第11項に挙げる市街化区域に隣接または、近接していない市街化区域に隣接する、農業者の息子であっても、自然的社会的条件から市街化区域と事実上一体的な日常生活圏を構成していると思われる地域での開発行為を促進する必要があるため、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする。	多賀町における都市計画法第34条第11項に該当しない市街化調整区域では、農業者の息子であっても結婚後、親と別居しない限りは集落内に定住することができない状況にあります。そのため、親との同居を好まない若者が増加している近年では、町内の市街化区域への転入、または近隣市への転入が顕著であり、特に高齢者から転入を希望されるも、住宅を確保できないため、人口が減少し、将来の農業継承者の育成どころかコミュニティの維持すら危惧しております。そこで、今後集落内への定住を促進するため様々な施策の実施を検討しておりますが、まずは集落内に住居を建てることが重要であり、同法の要件を緩和していただくことが集落内への定住促進、活性化につながるものと考えています。	D	-	都市計画法第34条第14号においては、同条第11号に該当しない開発行為についても、都道府県知事等が関係審議会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないこと、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等の許可を受けることができることとされており、開発許可運用指針において、通常原則として許可して差し支えないものとして、分譲住宅及び大規模な既存集落内の自己用住宅・分譲住宅を挙げている。また、市街化調整区域に隣接する転入者の住宅建設については、当該転入者が当該区域内で農業に従事する場合には、法第29条第1項第2号により、開発許可は不要である。したがって、法第34条第11号に該当しない市街化調整区域においても、農業者等の分譲住宅等の建設については、現行制度より可能となっている。 なお、都市計画法第34条第11号において「おおよそ五十以上の建築物の建てらるる区域を条件とする理由は、建築物が一定程度集積し、市街化が進んでおり、公共施設の整備も相当程度進んでいると考えられるためである。一方、市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると思われる地域であっても、建築物が一定程度集積していない地域においては、一般的に公共施設の整備がそれほど進んでいないと考えられ、このような地域において開発行為を促進していくことは、新たな公共投資を要する可能性を生じさせるものであるため、市街化調整区域の建替に反するものである。		D	-	当方の意向は「農業者の育成のために転入者をむかえたい」のではなく、若者の集落外への転出に歯止めをかけ、また転入者を迎えることでコミュニティの維持・活性化を図ることです。その上で、既に当該集落内に家を所有する者の子や、農業を営む者の子等であれば、法第34条第12号等により住居を建設することができることを既に確認いたしました。しかし、農業以外の新規転入者については、法第34条第11号の要件緩和は十分に住居建築の方法が異なります。貴方が要件緩和を希望する地域においては、下水、給排水設備、草の根ハラス等が既に整備されており、ご指摘のような新たな公共投資の必要はありませんのでよろしくお願いたします。		1 0 4 4 0 0 0	多賀町	滋賀県	国土交通省
1220190	Smart Wellness City実証研究特区(市町村が有償運送を行う場合の参入条件の緩和)	道路運送法第79条の4及び道路運送法施行規則第3条の3	市町村による自家用有償旅客運送を実施する場合は、登録条件として地域の関係者で構成する地域公共交通会議(条例)において協議を行い合意することを求めている。また、運送の区域についても地域公共交通会議の協議事項であり、合意が必要である。		健康づくりのための一定計画に位置づけられたバス等による有償運送の参入条件の緩和	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適正化につながるため、健康の維持・増進につながる散歩・ウォーキングの推進に資するものとして、市が認める一定計画(例えば健康増進法に基づく健康増進計画)に位置づけられた場合、当該有償運送については地域公共交通会議(特に交通事業者、事業者団体)の合意が不要となる枠措置されたい。加えて、有償運送を行うに当たり、運行区域許可の緩和について認められるよう措置されたい。	D	-	市町村によっては、乗合バスが運行されていないケースもあるものと思われます。しかしながら、タクシーの営業区域については全国で一貫していることから、ご提案の地方部の市町村においても、当該市町村を営業区域として事業活動を行っているタクシー事業者が存在するものと考えられます。このことから、地域公共交通会議における交通事業者の構成員として当該市町村を運行する乗合バス事業者が存在しない場合も、その他の一般旅客自動車運送事業者として、タクシー事業者を選定することが可能であり、更に、一般旅客自動車運送事業者が組織する団体として、各都道府県のバス協会やタクシー協会を地域公共交通会議の構成員とすることが可能であります。 ご提案各位におかれましては、これら「交通事業者」や「事業者団体」への参画を働きかけることにより当該会議の開催を期待いたします。 また、ご提案のあった運行区域の緩和については、当該会議を主導する市町村長、都道府県知事(複数の地方公共団体の長によることも可能)の行政区域の範囲内であれば協議により任意の区域を設定することが可能となっております。 このため、運行を希望される区域をカバーする地方公共団体等から地域公共交通会議の構成員を選定して頂ければ幸いです。		D	-		1 0 5 1 0 0 0 0	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜県、新潟県、岐阜県	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省	
1220200	Smart Wellness City実証研究特区(健康のための散歩道やポットパークの法的位置づけの明確化)	都市計画法第18条の2	施設の連続性の確保等については、現行制度においても、特段設けられている訳ではない。		健康づくりのための一定計画に位置づけられた散歩道やポットパークの法的位置づけの明確化	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適正化につながるため、健康の維持・増進につながる散歩・ウォーキングの推進に資するものとして、市が認める一定計画(例えば健康増進法に基づく健康増進計画や、都市計画法に基づく都市計画等に)、道路法上の道路、都市公園法の公園に加え、河川管理用道路、公共空地や民営化の道路や広場、法定外公共物、ポットパーク等とをパッケージとして位置づけ、一定の「散歩道」として登録する制度を措置されたい。(現在は管理者が「ラックラ」であり、一定のナビゲーションやデザイン等に基づき散歩道として整備することが現実的には不可能であるため)	D	-	ご提案の具体的な内容については必ずしも明らかではないが、施設の連続性の確保等については、現行制度上においても特段設けられている訳ではなく対応可能である。		D	-		1 0 5 1 0 0 0 0	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜県、新潟県、岐阜県	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
1220210	包括的な占用許可手続きについて	道路法第32条 河川法第24条 第26条	道路、公園敷地に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して使用する場合には、各管理者の占用等の許可を受けなければならない。 河川敷地に工作物を設け、跡地を且つ継続して占用する場合には、各管理者の占用等の許可を受けなければならない。		健康づくりのための一定計画に位置づけた遊歩道における取組表示に関する占用許可手続きの簡素化	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながるため、健康の維持・増進につながる散歩・ウォーキングの推進に資するものとして、連続した遊歩道の整備が有効である。 このため、市が認める一定範囲(例えば健康増進法に基づく健康増進計画や、都市計画法に基づく都市計画等)に位置づけられた遊歩道について、敷面に歩行距離や歩数、消費カロリー等の表示板を設置するに際し、市町村が施行する場合は、事前の包括的な占用手続きを一回行えば良い様に措置された。 具体的には、表示板等の設置に際し、現在は設置場所ごとに個別の協議と占用手続きの申請が必要とされているが、多大な時間と労力が必要とされている。したがって、事業者事前に全体計画(場所・規模・予算・工期等)の承認を道路管理者から受け、占用許可も受け付けたことにより、その後、承認を受けた全体計画のうち個別の事業に着手する際に、その着手部分について「届出」を提出するという事務の簡素化をお願いしたい。	C	-				C	-			1 0 5 1 0 7 0	伊達市、豊前市、新田町、三条市、桂平市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省	
1220220	太陽光発電設備の建築確認廃止	建築基準法第6条第1項 建築基準法第98条第1項 建築基準法施行令第138条 第1項	屋根部分に太陽電池アレイを設け、太陽電池アレイの下に屋内の用途が発生する場合には、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 また、屋内の用途が発生しない場合であっても、高さ4mを超える広告塔等の工作物の場合、建築確認手続きや構造耐力に係る基準等が準用される。		○太陽光発電設備を地上に設置する場合に、この場合、該当する建築主事の判断によって、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内の用途と判断されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。このように各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。 ○太陽光発電設備を地上に設置する場合については、建築物とみなさないことを明確にし、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底することで、大規模太陽光発電導入の促進を図りたい。	○大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となる。この場合、該当する建築主事の判断によって、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内の用途と判断されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。このように各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。 ○太陽光発電設備を地上に設置する場合については、建築物とみなさないことを明確にし、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底することで、大規模太陽光発電導入の促進を図りたい。	F	IV、II				F	IV、II			1 0 5 2 0 2 0	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省
1220230	エコキュート容量緩和の仕組みの簡素化	建築基準法第52条第14項	自然冷暖ヒートポンプ・蓄熱システム等を設ける建築物については、法第52条第14項における特定行政庁の許可による容量等に関する確認書の緩和制度を活用することが可能。		○横須賀市がすでに実施しているように、建築審査会(審査事項の定型化を図る「包括同意」の手法を取り入れ、手続きの簡素化・迅速化を図ることによって、エコキュート導入の促進を図りたい。 ○横須賀市がすでに実施しているように、建築審査会に審査事項の定型化を図る「包括同意」の手法を取り入れ、手続きの簡素化・迅速化を図ることによって、エコキュート導入の促進を図りたい。	○高効率給湯機器であるエコキュートについて、H16より容量緩和の緩和と制度を適用可能となっており、普及の一助となっている。 ○しかし、その申請手続きにおいては建築審査会の同意が必要であるが、建築審査会は常設ではなく半数制の設置であるため、申請手続きが滞延するといった問題が生じている。 ○横須賀市がすでに実施しているように、建築審査会に審査事項の定型化を図る「包括同意」の手法を取り入れ、手続きの簡素化・迅速化を図ることによって、エコキュート導入の促進を図りたい。	D	-				D	-			1 0 5 2 0 0 0	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省
1220240	日本版BRT導入に伴う、一部道路規制管理の権限移譲及び連結車両の通行の認可に関する権限移譲	○道路法第47条の2 ○車両制限令第3条 ○道路運送法 ○道路運送車両法	道路管理者は、車両制限令に定める車両の幅、重量、高さ、長さ等の最高限度を超える車両の通行を許可することができる。また、道路運送法や道路運送車両法等に係る安全の確保等を図る事業に関しては、国が一元的に管理している。		国軍公安委員会(警衛庁)及び都道府県公安委員会(警視庁及び各道府県警察本部)の保有する交通規制・管理に関する権限の一部を自治体へ移譲する。 また、連結車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移譲する。	豊田市内でスマートコミュニティーの実証の一環として、日本版BRTを導入、試験運用する。連結運転が可能なバスシステムを新たに開発するものであり、連結走行のための時間等規制によるバスレーンを導入するため、交通規制・管理に関する権限の一部を基礎自治体へ移譲する。また、連結車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移譲する。	C	-				C	-			1 0 5 2 1 2 0	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	警察庁 国土交通省
1220250	地方自治体が道路整備でなく道路維持を目的に道路基金を行う権限を新たに付与する。国が保有する道路の権限について地方自治体に権限を移譲する。	道路法第12条、第13条第1項及び第3項並びに第15条 道路法第12条、第13条第1項及び第3項、第15条、第16条等の規定により道路管理者が定められている。	道路法第12条、第13条第1項及び第3項並びに第15条 道路法第12条、第13条第1項及び第3項、第15条、第16条等の規定により道路管理者が定められている。		基礎自治体が整備及び管理を行う市町村道以外の道路(高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、都道府県道等)を含めた、全ての道路の整備・管理に関する権限(常設道路特別措置法第3条第1項及び第10条第1項)	道路基金を目的としてロードプライシングの導入、ハイパスとしての高規格幹線道路の車数かつ多様な通行料の設定・徴収(道路時に都心に流入する自動車交通に課金を行い、都心ハイパス機能を有する高規格幹線道路の通行料は無料化、都心流入交通の公共交通への転換促進と都心通過交通の高規格幹線道路への誘導を促進)	道路の移管については、今後、国が果たすべき役割は何かといった国と地方の専断・権限の見直し等の議論を踏まえ、出入権限等の地域再編に係る政府全体の議論の中心で検討されることとなると考えられるが、国土交通省としても適切に対応してまいりたい。 なお、日本国内においてロードプライシングを導入する場合には、公平性、社会的受容性、料金徴収方法、経済への影響等、解決すべき課題が未だ多く、導入には慎重な議論が必要だと考えられる。また、道路整備特別措置法の許可を受けている有料道路については、ネットワーク全体の費用の償還や利用者の負担の公平等の観点から料金が設定されており、一部の地域の都合により料金を設定することは適切でないが、より具体的な内容や考え方が明らかになれば、更に国費を踏まえた検討が可能であることから、今後詳しくご提案の内容を伺ってまいりたい。	C	-			C	-			1 0 5 2 1 3 0	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220310	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置	建築基準法第91条	卸売市場、火葬場又は畜舎、汚物処理場、ごみ焼却場の前庭に設置する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、原則、又は増築してはならない。		バイオマスの一様である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じバイオマスの一様である食品廃棄物を比較的少量扱う施設を設置する場合であっても、廃棄物処理施設としての「建築基準法」第91条等の手続が必要となる場合がある。「建築基準法」第91条等の対象となる廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。	本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等に活用し、バイオマス変換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れられる下水汚泥を資源や肥料等に利活用したいと考えている。 バイオマス変換施設設置については、現在、廃棄物処理施設として「建築基準法」第91条の規定に基づき手続が必要となる場合があり、速やかな施設設置の移行とすることが望ましい。 そこで、以下の3点について規制緩和を求めるのである。 ・産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、定尺のものであっても「動物性残渣」とみなすこと(「汚泥」とはみなさない)とすることにより、これを処理する施設について「建築基準法」第91条の対象となる産業廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。 ・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、「建築基準法」第91条の対象となる食品廃棄物の9割以上を処理し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを取っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを取扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを踏まえ、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。	C	-	一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中になくならない重要な供給施設であると同時に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市における供給施設計画の面からも、また周辺地域の環境維持の面からも、都市内におけるこれらの施設設置については都市計画上の観点から十分検討されるものでなくてはならない。そのため、建築基準法第91条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求められているものである。したがって、この種の産業廃棄物や一般廃棄物に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設やバイオマスを取扱う施設を増設する場合、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている手続きについて、緩和・簡素化等を行うのは適当でない。 また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域についても、下水処理場以外の建築基準法第91条対象施設を取扱う場合においては、都市計画と支障がいか否かの観点から都市計画決定又は都市計画審議の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。						1 0 5 7 0 6 0	大阪市	大阪府	国土交通省 環境省	
1220320	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置	刑法(第185条、第187条)	宝くじの発売、宝くじ販売の取次ぎ、宝くじの授受の禁止		第16次経済改革特区に都市経済圏が取得済みのビジネス特許のスキームによって立派な宝くじをエコポイント宝くじに特化した特別立法の措置を講ずるべきであるとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿った特別立法を講じ、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のため立案、協議を行う基本となるものである。 ②エコポイントの集約は経済活性化の活動となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイル部分については集約が進んでいない。最大の理由は無法人格企業等が保有する権利行使しにくい期間付きで発生する事にならない。現在の経済状況においては新しい物産イノベーションの推進こそが本事業のターゲットにもなっている。財源なき政府経済政策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、約半より発行が約100億ポイント(エコポイント)集約を推進しエコポイント等の合計は約9000億。専門業者の設計によれば約4億の3兆6000億の経済波及効果ありと断られている。 ③現在政府が求めているものは、内閣議決の地産である 現在政府の予算の目的の統一化を図る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすい、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコポイント発行を行う特長になると考えられる。いづれにしても、国策に対して、夢と希望とロマンを育み、感動・感懐・スリルがこもっており、国民の中へファンジ的な経済思想を植え付けることが最大のテーマであると思う。	C	-	エコポイントの交換商品としては、環境配慮商品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化という本提案の目的に照らせば、環境配慮商品それ自体を交換商品とすれば足りるようであり、いざさら射撃心を醸成するものを交換商品とするための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。							1 0 5 6 0 0 1 0	熊手町商會、福井県 商工会議所	福井県	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
1220330	コンテナ型データセンターにおける建築確認申請の省略	建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等臨時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等に存在する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省略を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存在する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		現在、コンテナ型データセンターを設置する場合には、建築基準法で定める建築確認申請を継続が必要であるが、これを不要とし、届出のみによって建築を可能とする。	アメリカ等を中心に設置が進むコンテナ型データセンターは、低コストで運営可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築基準法で定める建築確認申請が必要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターに係る建築確認申請を不要とすることで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。 【提案理由】 コンテナ型データセンター設置に係る建築確認申請を不要とすることで、低コストなコンテナ型データセンターの運営を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。					1 0 6 0 0 0 0	石狩市	北海道	国土交通省		
1220340	コンテナ型データセンターのみを収容する建築物における建築確認申請の省略	建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等臨時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等に存在する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省略を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存在する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		コンテナ型データセンターのみを収容する建築物については、建築基準法で定める建築確認申請を不要とし、届出のみによって建築を可能とする。	アメリカ等を中心に設置が進むコンテナ型データセンターは、低コストで運営可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築基準法で定める建築確認申請が必要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターに係る建築確認申請を不要とすることで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。 【提案理由】 コンテナ型データセンターのみを収容する建築物に係る建築確認申請を不要とすることで、低コストなコンテナ型データセンターの運営を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。					1 0 6 0 0 0 4 0	石狩市	北海道	国土交通省		
1220350	コンテナ型データセンターについては、建築基準法上の建築物として扱わない。	建築基準法第2条第1項 建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等臨時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けなければならない。 なお、4号建築物(都市計画区域等に存在する小規模建築物、鉄骨造の場合、1階建て、かつ、200㎡以内)に該当し、建築士が設計を行ったものについては、建築確認検査において構造規定等に係る審査省略を受けることができる。 また、都市計画区域等外に存在する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。		コンテナ型データセンターを設置する場合には、建築基準法で定める建築物として扱わず、任意に設置可能とする。	アメリカ等を中心に設置が進むコンテナ型データセンターは、低コストで運営可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築基準法で定める建築確認申請が必要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターについては、建築基準法で定める建築物として扱わないことで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。 【提案理由】 コンテナ型データセンターを建築物として扱わないことで、建築確認申請等が不要となり、低コストなコンテナ型データセンターの運営を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。					1 0 6 0 0 0 5 0	石狩市	北海道	国土交通省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
122041	内航フィーダーの強化	内航海運補給条第8条	日本内航海運補給条連合会において、内航海運指定指置事業を定める、国土交通大臣の認可を受け実施		内航フィーダー船について内航海運指定指置事業による納付金制度の適用除外とするなど改善を求める。	①現状 わが国はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と等速増船の動きが進む。アジア主要港の基幹航路競争が激化する一方、わが国発着への寄与度は減少している。 ②問題点 トランシップ化が進む一因として、外航フィーダー船との価格競争が激化している。新たな船舶の建造を行う際、内航船の内航海運指定指置事業による納付金が必要であり、これらにより内航フィーダー船のコスト面で競争力が弱まっている。 ③効果 内航フィーダー船について、内航海運指定指置事業による納付金制度の適用除外とするなど改善措置を講じる。 ④効果 外航フィーダー船とコストの均一化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。	C	-	本事業は、内航海運補給条連合会の事業であり、本事業に係る借入金制度が同連合会にある現状において、納付金制度の適用除外とすることは困難である。ただし、本年5月にとりまとめられた「成長戦略会議(海洋分科会)」においては、「国際コンテナ船舶競争」を課題とし、内航フィーダーも含めて同連合会からの海外トランシップ化を抑制する措置を講ずることにより、港々の国際競争力を確保することが提言されている。これを踏まえ、同連合会において、内航フィーダー船の競争力強化のための内航海運指定指置事業における改善措置を検討している。						1060000	大阪府	大阪府	国土交通省	
122042	下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への規制緩和の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助金等により取得し、又は効用の増した放令で定められている財産(不動産等は、各府省庁長の承認を待たずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の交付により補助金等の全部に相当する費用を自己負担した場合は、及び各府省庁長の長が定める期間を経過した場合、この限りでない。		下水道処理場における将来建設用地などの事業予定地等について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な使用については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(通化法)」の適用を一部緩和する。	①現状 国庫補助金を得て取得した下水道などの事業予定地は、本来目的以外への使用に関して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(通化法)」により、各府省庁長への事前承認申請が必要となる。 ②問題点 下水道用地など事業予定地は目的外使用については、暫定的な使用であっても、都市・地域整備局長等の適正に基づき、恒久的な使用と同一の手続きが必要で、収益の国庫補助相当分の返納のほか、特に下水道においては独自の承認基準により民間事業者等による土地活用が制約されている。 ③解決策 暫定的な使用については、公的資産の有効活用の観点から、公募による民間利用を認めるとともに、得られた収入の全てを下水道事業などの整備・維持管理に充てるなど、事業目的に反しないものについては国庫返納を不要とする。 ④効果 自治体の保有する下水道処理場の事業予定地などのいわゆる低・未利用地について、民間活力による土地活用を促すことで、地域課題の解決や地域の活性化・賑わいづくりが図られる。また、収入を下水道事業・維持管理等の財源(補助事業の目的外と勘別)として活用することで、地域の環境改善及び下水道使用者の負担軽減などにも資するものである。	C	-	国交省の財産処分承認基準では、事業予定地等の目的外使用については、民間事業者等による借用の範囲が定まらず、当該使用が可及とみなされるが、下水道事業用地については、独自の承認基準(補助金等により取得した下水道処理場等における未利用空間)について、本来の目的を越えない範囲で使用する場合の承認基準について(平成16年3月31日付国庫下事業第550号)は、民間事業者等による目的外使用を認めるものではなく、また、本通知は、平成15年19日の閣議決定により実施された「民間改革の推進」を踏まえ、補助金適正化法の目的に則して目的外使用の承認基準を明確化したものである。なお、前基準においては、国庫補助金により取得した財産を補助目的外に使用する等の厳格な条件であったとあり、下水道事業における独自の目的外使用の承認基準とは考えられません。また、「収益の国庫補助相当分の返納」については、「都市・地域整備局長所管補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律(通化法)」において、規制緩和したところであり、また、国庫返納に必要となる返納額が減少することにより、民間事業者等による土地活用が促進されること等を要し、公募による民間利用の緩和を認めるべきである。また、前記処分基準では、暫定的な使用であっても、恒久的な利用に必要となる返納額が減少することにより、民間事業者等による土地活用が促進されること等を要し、公募による民間利用の緩和を認めるべきである。また、前記処分基準では、暫定的な使用であっても、恒久的な利用に必要となる返納額が減少することにより、民間事業者等による土地活用が促進されること等を要し、公募による民間利用の緩和を認めるべきである。また、前記処分基準では、暫定的な使用であっても、恒久的な利用に必要となる返納額が減少することにより、民間事業者等による土地活用が促進されること等を要し、公募による民間利用の緩和を認めるべきである。						1060000	大阪府	大阪府	国土交通省	
122043	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続きを簡便化する等の入国入港の立入りに関する制度	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りに関しては、予めの承認防止、出入国管理及び不正な物品の没収等の観点から、原則として、入国審査場外への立入りについては、入国審査場の外側を通過し、入国審査場内へ入国する者の入国入港の立入りに関する制度		Sba2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査場等専用レーン設置を可能とする制度の創設	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的により各都市・地域では、大規模な国際コンベンション(参加者)について、税関から入国入港手続きを簡便化する等の要する専用レーンの設置などを要し、スムーズな入国入港をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な対応がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第1次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた専用レーンの設置などの提案に対して、「国際会議等への出席者については、会場等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者を参加入国入港時間等の情報を受け付けて、航空会社によるレーンへの案内者配置、入国審査場に必要に応じて専用レーン等を設けることとする」とされているが、専用レーンの設置などを誘致の段階でPRでなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が多く航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して専任の案内者を確保することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致に資するため、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国入港を簡便化するための専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSba2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果が大きく、これまで英語のみで開催されてきた大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進される。	C	-	海外重要客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内者を確保できるが、Sba2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が専任の案内者、航空会社すべての協力を要することは困難であり、地元関係者に案内をサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模な国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致(取引組むる)と並んでその実現が望まれる。こうした観点から、立入制限区域の敷居を緩和し、案内者による案内を可能とする。また、国際会議の開催、他の旅客への影響などを勘案し、誘致のための立入りに関しては、個別に検討することとするので、事前に関係者へ相談いただきたい。						1060000	大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省	
122044	カポタージュ規制の緩和	シカゴ条約第7条 航空法第130条	国家は、航空にかつ排他的な主権を有している。国際的な取決めのこの考え方を前提として、国際民間航空条約(シカゴ条約)第1条においては、「締約国は、各都市間の領域上の空間において完全且つ排他的な主権を有することを承認する」と規定されている。 この基本的な考えに基づき、外国航空機の国内有償輸送(カポタージュ)については、シカゴ条約第7条において、これを確保する権利が認められており、これを受け、我が国もカポタージュの許可を留保しているところである。		外国航空会社の国内線運航(カポタージュ)規制について、相互主義の観点から全国的には現行の規制を維持しつつ、構造改革特区の創設に際しては、国で認められた国際競争力を有する航空の特長を最大限活かすため、航空を起点・終点とする路線のみ、一定の条件を満たしている場合には、カポタージュを可能とする。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客数の減少、機材はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年4月時点で9都市・36便/日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ国内線競争力が著しく低下している。 ②問題点 現行の航空法等では、国内空港間で旅客、貨物を輸送する場合には、外国籍の航空機の使用が認められておらず、日本国籍の取得もできないため、国内線の維持・拡大は本邦航空会社に頼らざるを得ない。 ③解決策 原則、本邦航空会社のみ認められている国内線運航について、関西国際空港を起点・終点とする場合に限り、相互主義の観点から慎重に対応する必要があるため、現時点でカポタージュを開放することは適切でないと考えている。なお、航空の発展に向け、LCC専用ターミナルの整備等、航空の国内線の充実に向けたLCC専用ターミナルの整備等の低コストオペレーションの実現などについて言及されているが、併せて示された規制改革論議リストにおいては、カポタージュ制の撤廃も上げられており、即効性が期待できる取組のひとつである。また、定量的な行政収入の増大を促し、民間の競争力を可能な限り高めることとしている関係者の成長戦略ビジョンにも合致するものである。 ④効果 日本国内での運航に際しては、外国航空会社の国内線運航につなげ、関西国際空港の国際競争力の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。	C	-	カポタージュについては、オープンスカイを標榜している米国を含め、ほぼ全ての国・地域において廃止されており、相互主義の観点から慎重に対応する必要があるため、現時点でカポタージュを開放することは適切でないと考えている。なお、航空の発展に向け、LCC専用ターミナルの整備等、航空の国内線の充実に向けたLCC専用ターミナルの整備等の低コストオペレーションの実現などについて言及されているが、併せて示された規制改革論議リストにおいては、カポタージュ制の撤廃も上げられており、即効性が期待できる取組のひとつである。また、定量的な行政収入の増大を促し、民間の競争力を可能な限り高めることとしている関係者の成長戦略ビジョンにも合致するものである。						1060000	大阪府、大阪市	大阪府	国土交通省	
122045	小水力発電施設の特定水利権の処分手続の緩和	河川法第79条第2項 河川法施行令第2条第1項 河川法施行令第47条	水力発電施設の大小にかかわらず、河川の洪水を占有するためには、河川法第79条に基づき、許可を得なければならない。二級河川における特定水利権(発電)を目的とした洪水の占有は、国土交通大臣の同意が必要である。		発電を目的とする特定水利権の処分は、主たる許可権者が都道府県知事又は指定都市の長である二級河川であっても、国土交通大臣に協議し、その意見を尊重する必要があるが、小水力発電の場合は、国土交通大臣の同意が必要である。	小水力発電では非常に小規模な発電設備も含まれており、特定水利権に分類されている発電目的が想定していると考えられます。周辺環境に多大な影響を及ぼさず大規模な設備ではない状況もあり得る大規模に協議し、その意見を尊重する必要があるが、小水力発電の場合は、国土交通大臣の同意が必要である。	F	-	二級河川における小水力発電に係る都道府県知事から国土交通大臣への協議・同意の手続きについては、一部緩和する方向で検討します。					1060000	富山県小水力利用推進協議会	富山県	国土交通省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
1220460	仙台市街地の信号機付近に交差点ナンバーの案内プレートを設置するための規制緩和及び国土地理院地図に交差点ナンバーの記載	道路法第32条	道路に一定の工作物、物等又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。		仙台市街地において、デジタルが現在位置を簡単に確認できるよう交差点ナンバーを割り振り、信号機付近にその案内プレートを設置するため、道路交通法の緩和を希望する。公的マップ、市街マップ等への普及を図るために、国土地理院の地図に主要交差点だけでも交差点ナンバーを記載していただく事を併せて要望する。	二番下通りと青葉通りを仙台の市街地の中心起点(50-50)として設定し、4桁の数字によって交差点ナンバーを割り振っていく。始めの二桁は南北の交差点位置を示し、次に向かうほど数字が増えいく。後ろの二桁は東西の交差点位置を示し、東に向かうほど数字が増えいく。併せてNSEW(よりどちらに向かっているのか方向表示も記載する。通り名も併記するが歩行者向けとしての仕様。このプレートは信号機の支柱や交差点付近の距離標に設置する。国土地理院に対しては1/25,000の地図に県庁前等の主要な交差点ナンバーを記載していただき、公的印刷物を始め、市販の地図等にも普及を図るための基準とする。<提案理由>仙台は車で来るにはわかりにくいとの苦情が多い。また外国人やお年寄りにも自分がかかっているのかよくわからないとの声を聞く。交差点ナンバーによる位置情報を提供することにより、観光特設としてデジタルに優しい街づくりの契機として活用していきたいと考えている。<代替措置>信号機から少し離れた部分に設置することにより、遠視制限等の数字表記との混同を回避している。加えて構造的に直接設置することができれば、または黒色ビニール製のシール素材により貼り付けることができれば風速50mの基準にも耐えられる。	D	-	個人が信号機又は信号機付近の道路側面に案内プレートを設置する場合には、道路法第32条の規定により道路占用許可を要する必要がある。道路法施行令に定める基準に適合するものであれば、現行制度においても設置可能である。 なお、具体的な設置箇所等については、各道路管理者に御相談いただきたい。 公的な位置づけの観点、交差点ナンバーの案内プレートが設置された場合は、電子地図で対応可能な見直し。 ただし、2万5千分の1地形図に交差点ナンバーを記載することは、当該部分の道路形状等の視認性・識別性の確保の観点から、対応は困難と考えます。				D	-			1068000	個人	宮城県	警察庁 国土交通省
1220470	道路占用許可の緩和について	道路法第32条	道路に一定の工作物、物等又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。		中心市街地の賑わいや交流の場として、公道を利用した露店やパフォーマンスの推進が求められている中、公道利用の規制は欧米より厳しく、米国のハードルは比較的高い。この理由には公道を立派な活動主体とするのほかに民間の団体や企業である一方で、許認可の申請は行政の努力を要するため、民間の団体や企業単独での許可が難しく、敷地面積があると考えられる。地域の民間団体が活動主体で、かつ安全性を確保しつつ賑わいの場を創出されるべくこれらの許認可の申請について規制を緩和し、手続きの効率化を行うことを提案する。	大型商業施設への規制緩和が実施された平成17年以降、全国各地の中心市街地は衰退の一途を辿り、地方再生の観点から公道を利用した基知の街路市に多くの注目が集まっているが、過去の実績が無いため、民間から新たな公道での定期開催は未だに確立された地域は皆無である。しかし公共の場を利用した民間の活動は、市街地における賑わいと魅力の創出や利用者の収入における自治体の収入源になる事も期待され、国が推進している施策の一つである。これらの状況を踏まえ、地域再生を目的として、地域産業を活用した為の公共性の高いと判断されるイベントに関しては、規制緩和を行い、手続きの効率化を推進する事が重要課題と考えられる。	D	-	露店等の路上イベントについては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から考慮し、道路占用許可として「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」(平成17年3月17日「国土交通省道路局通達」)において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を促しているところ。 また、路上イベントの実施に伴い、道路占用許可及び道路使用許可の両方が必要な場合には、申請者の手続きの効率化を図るため、道路占用許可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許可申請書の提出は道路管理官を通じて、それぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図っている(道路法第32条第4項、道路交通法第78条第2項)。				D	-			1070010	NPO法人くまの目曜市の会	福岡県	警察庁 国土交通省